

広島県告示第七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

山崎地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

庄原市		市・区		
総領町				町
下領家		大字		
山崎		字		
亀谷		地番		
五郎丸		標柱番号		
五三六四番		標柱五号		
五〇八六番		標柱四号		
五〇八八番一		標柱三号		
五〇九四番		標柱二号		
二〇三番		標柱一号		
山崎平				
下領家				
山崎				
下領家				
山崎				
一八九番一		標柱一〇号及び一一号		
一八五番二		標柱九号		
一八四番三		標柱七号及び八号		
五三六四番地先県道敷		標柱六号		